

豊田市農業委員会議事録

令和4年3月28日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年3月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東73会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第16号 農地法第4条事業計画変更申請承認について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第18号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第19号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第21号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
—————		14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

6番	近藤 和人	13番	加知 満
----	-------	-----	------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
担当長	安藤 康朗	主査	伊藤 寿信	主査	鈴木 彩
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、13番、加知 満委員、以上、2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番、西山弥太郎委員、7番、杉浦俊雄委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第14号から第21号までの審議案件8件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

20番、古瀬間町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

21番、駒場町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

22番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

23番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

24番、坂上町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

25番、小町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

26番、中当町の件。

担当推進委員の大島委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

27番、東保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第14号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第14号は承認決定されました。

令和4年議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

4番、前林町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設がある農地で

す。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 計画には問題なく、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、5番、吉原町の件、太陽光発電施設です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、6番、下仁木町の件、集合住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第15号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第15号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第16号「農地法第4条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第16号「農地法第4条事業計画変更申請承認について」。

1番、下仁木町の件、変更内容は事業区域の変更です。

本件は、平成28年12月8日付第4条許可を得ました。当初は当該地に集合住宅を建てる計画でしたが、入居希望者の要望により部屋数を増やす必要があり、当該地に加え隣地にも集合住宅を建築してしまいました。既に建築済みではありますが、当時の許可内容から事業区域を拡大したく申請に及ぶものです。

なお、隣地の一部は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

また、本件につきましては、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第16号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第16号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

31番、渡合町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、32番、志賀町の件、有料老人ホームです。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連檐している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 特に問題はございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、33番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題はありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、34番、渡刈町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、35番、豊栄町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、36番、永覚町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、永覚駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 34番、35番、36番、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、37番、若林東町の件、仮設事務所、資材置場等、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、38番、若林東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件ともに異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、39番、舞木町の件、離れです。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、既存施設の敷地の面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

続きまして、40番、高町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準

は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、41番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号39番、40番、41番、問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、42番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、43番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、44番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、45番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、46番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 5件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、47番、上渡合町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（貢）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、48番、市場町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、49番、豊松町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、50番、桑田和町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

51番、保見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、52番、貝津町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 51番、52番、2件とも現地確認の上、始末書提出により異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第17号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第17号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第18号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第18号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

2番、志賀町の件、変更内容は事業目的変更及び事業者変更です。

本件は、平成20年8月4日付第5条許可を倉庫の建設及び駐車場で得ました。しかし、当初許可を得た事業者の業績悪化に伴い建築資金が調達できず、事業を中断しました。今後も資金調達が困難であることから事業を断念し、事業者変更と事業目的変更により事業完了を図るものです。

なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

お願いします。

築山委員： 特に問題ありませんでした。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第18号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第18号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第19号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和4年議案第19号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

13ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1番、今町の件、店舗（喫茶店）です。

続きまして、2番、西新町の件、流通業務施設です。

御意見をお願いいたします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、3番、百々町の件、分家住宅です。

続きまして、4番、矢並町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いいたします。

築山委員： 特に問題ございませんでした。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、5番、畝部西町の件、農家住宅です。

続きまして、6番、畝部東町の件、分家住宅です。

御意見、お願いいたします。

西山委員： 問題はありません。

以上です。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、7番、竹町の件、分家住宅です。

続きまして、8番、中町の件、住宅の敷地増しです。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、9番、高岡本町の件、自己用住宅です。

御意見お願いいたします。

杉浦委員： この件も担当推進委員不在のため私が代わりに、申請者と立会いの下、確認をしました。異議ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、10番、生駒町の件、運送事業所駐車場です。

続きまして、11番、駒場町の件、病院駐車場です。

御意見お願いいたします。

土方委員： 2件とも問題はありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、12番、舞木町の件、住宅の敷地増しです。

御意見お願いいたします。

梅村（逸）委員： 問題ございません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、13番、白川町の件、分家住宅です。

御意見お願いいたします。

中島委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、14番、国谷町の件、自己用住宅です。

御意見お願いいたします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、15番、野入町の件、店舗（空揚げ専門店）です。

御意見お願いいたします。

杉田委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、16番から25番までは県同意不要案件になります。16番から24番は道路法上の道路用地、25番は鉄道事業法上の鉄道施設用地に当たり、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の公共性が高いと認められる事業に係る施設に該当するため、一件一件皆さんに協議していただく必要はありませんが、農業振興地域整備計画の内容変更の一部でありますので、必要な法手続として今年度分をまとめて農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 19 号で上程されました 25 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 19 号は承認決定されました。

令和 4 年議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和 4 年 4 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。別紙、議案第 20 号資料①は、利用権の総括表になります。議案第 20 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第 20 号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3 番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和 4 年 4 月 1 日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、130 筆、17 万 3 2 4 平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 20 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします

す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第20号は承認決定されました。

令和4年議案第21号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第21号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、6ページから20ページを御覧ください。

今回、高橋、藤岡、松平、下山、旭地区の合計621筆、26万5,139.5平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第21号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第21号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案20ページ及び別紙配付資料21ページ総括表から、22ページから51ページまでの筆単位の一覧表を御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請及び農地利用状況調査結果に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

14番、広川町の案件から、22ページを御覧ください、21番、東保見町の案件までの8件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

8番、寺部町の自己用住宅の案件及び9番、浄水町の共同住宅の2件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案24ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

19番、寺部町の自己用住宅の案件から、28ページを御覧ください、38番、曙町の駐車場の案件までの20件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時26分)

議事録署名者
